

あいち電子自治体推進協議会における 準会員の取扱いの一部改正

1 内容

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会は今年度末での退会が予定されているが、組織の解散時期は未定である。解散に伴う年度途中での退会となった場合を考慮し、例外的な対応を認める規定を追加することとする。

また、併せて原則的な対応を定めた規定についても見直しを行い、入会と退会の日付を明記するとともに、入会と退会の手続を分けて整理する。

2 改正後の取扱い

別紙1（案）のとおり。

3 新旧対照表

別紙2（案）のとおり。

4 参考

あいち電子自治体推進協議会会則（抜粋）

（総会）

第9条

8 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他協議会の運営に関する重要な事項

（幹事会）

第10条の2

4 幹事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

あいち電子自治体推進協議会における準会員の取扱いについて

平成17年3月25日
平成16年度第2回定期総会決定
令和8年3月24日(変更)
令和7年度第2回定期総会決定
令和8年7月6日(変更)
令和8年度第1回定期総会決定

(準会員の参加基準)

会則第3条に定める準会員は、県内に事務所を置く次の各号のいずれかに該当する団体で、協議会が行う特定の事業のみに参加するものとする。

- (1) 地方自治法第1条の3に定める地方公共団体のみで設立された団体
- (2) 同条に定める地方公共団体のみが出資(出捐)する団体
- (3) その他準会員として総会において特に承認された団体

(協議会への入会手続)

- 1 準会員として協議会に入会する場合は、入会を行う前年度の6月末までに事前相談を行ったうえで、7月末までに協議会に申し出を行い、入会を行う前年度の総会で承認を得るものとする。
- 2 入会日は、入会を行う年度の4月1日とし、年度途中の入会は、認めない。

(協議会への退会手続)

- 1 準会員が協議会を退会する場合は、退会を行う年度の6月末までに事前相談を行ったうえで、7月末までに協議会に申し出を行い、退会を行う年度の総会で承認を得るものとする。
- 2 退会日は、退会を行う年度の3月31日とし、年度途中の退会は、認めない。
- 3 1において、やむを得ず7月末までに退会の申し出ができない場合又は2において、年度途中での退会となる特段の事情がある場合は、総会の承認を得て、退会を認めるものとする。

(負担金支払の免除)

上記「準会員の参加基準」(1)に定める団体が準会員として事業に参加する場合で、当該団体の構成団体すべてが会員として当該事業に参加している場合は、負担金の支払いを免除するものとする。
ただし、参加に伴うシステム改修費用等の実費相当分は当該団体が負担するものとする。

あいち電子自治体推進協議会における準会員の取扱いの新旧対照表

改正後	改正前
(協議会への入会手続) 1 準会員として協議会に入会する場合は、入会を行う前年度の6月末までに事前相談を行ったうえで、7月末までに協議会に申し出を行い、入会を行う前年度の総会で承認を得るものとする。 2 入会日は、入会を行う年度の4月1日とし、年度途中の入会は、認めない。 (協議会への退会手続) 1 準会員が協議会を退会する場合は、退会を行う年度の6月末までに事前相談を行ったうえで、7月末までに協議会に申し出を行い、退会を行う年度の総会で承認を得るものとする。 2 退会日は、退会を行う年度の3月31日とし、年度途中の退会は、認めない。 3 1において、やむを得ず7月末までに退会の申し出ができない場合又は2において、年度途中での退会となる特段の事情がある場合は、総会の承認を得て、退会を認めるものとする。	(協議会への入退会手続) 1 準会員として協議会に入会し、または退会する場合は、入退会を行う前年度の6月末までに事前相談を行ったうえで、7月末までに協議会に申し出を行い、前年度の総会で承認を得るものとする。 2 年度途中の入退会は、認めない。